

【オプションセット】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
個人賠償責任 保険金 ★個人賠償責任 危険補償特約	<p>保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>① 本人の居住の用に供される住宅^(*)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故^(*)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。</p> <p>なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。</p> <p>「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用^(*)等をお支払いします。</p> <p>(*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。</p> <p>(注1)法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、18ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

【基本セット(傷害保険金)】

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>傷害死亡保険金</p> <p>★傷害補償(標準型)特約</p> <p>☆交通事故のみ補償特約セット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*] ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ
<p>傷害後遺障害保険金</p> <p>★傷害補償(標準型)特約</p> <p>☆交通事故のみ補償特約セット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[*]によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
<p>傷害入院保険金</p> <p>★傷害補償(標準型)特約</p> <p>☆交通事故のみ補償特約セット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[*]のないもの ●入浴中の溺水[*](ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
<p>傷害手術保険金</p> <p>★傷害補償(標準型)特約</p> <p>☆交通事故のみ補償特約セット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)[*]によって生じた肺炎 ●交通乗用具[*]を用いて競技等[*]をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ
<p>傷害通院保険金</p> <p>★傷害補償(標準型)特約</p> <p>☆交通事故のみ補償特約セット</p>	<p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

【オプションセット】

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>個人賠償責任 保険金</p> <p>★個人賠償責任危険 補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>